

世田谷区文化財保護審議会（平成25年第3回）

議事録

日時：平成25年10月24日(木)午後6時30分～7時36分

会場：世田谷区役所第2庁舎4階 区議会大会議室

出席者：(委員) 山本委員、田中委員、池上委員、石野委員、奥田委員、
早乙女委員、重枝委員、堀内委員

(計8名)

(欠席委員) 相澤委員、稲木委員、内田委員、服部委員

(事務局) 伊佐教育政策部長、水野生涯学習・地域・学校連携課長、
元井文化財係長、寺田主査、増田主査、藤井文化財資料調
査員、小畑郷土資料館長

傍聴者：なし

資料：資料1 前回文化財保護審議会議事録承認

資料2 世田谷区登録有形文化財への登録及び世田谷区指定有形文化財への指定諮問資料（円乗院遺跡出土弥生土器一括）

資料3 世田谷区登録有形文化財への登録及び世田谷区指定有形文化財への指定諮問資料（井伊直弼銅像）

資料4 世田谷区登録有形文化財への登録諮問資料（山岡鐵舟書「深澤鬘（こう）」扁額及び同「深澤学校」扁額）

資料5 平成25年第一回合同部会開催日程調整表

1 開会

○会長 平成25年第3回文化財保護審議会を開催する。本日は御多忙のところ、御出席いただき感謝する。

現在までのところ傍聴の申し出はないが、会議開始後に申し出があった際にはお諮りし、傍聴していただく形で取り扱いたい。

2 前回文化財保護審議会議事録承認

議題2、平成25年度第2回文化財保護審議会議事録承認であるが、前回議事録は、先日開催の各部会で各委員にお渡しした。修正等がある場合はお知らせいただくことになっていたが、特に修正はなかった。本議事録どおり承認することに異議ないか。

[承認]

3 議事録署名委員指名

○会長 議題3、今回の議事録署名は重枝委員と早乙女委員に願います。

[承認]

4 諮問

○会長 議題4、諮問に入る。事務局から説明願いたい。

○事務局 世田谷区文化財保護条例第53条に基づき、次の通り諮問する。

①円乗院遺跡出土弥生土器一括、世田谷区登録有形文化財への登録及び世田谷区指定有形文化財への指定、②井伊直弼銅像、世田谷区登録有形文化財への登録及び世田谷区指定有形文化財への指定、③山岡鐵舟書「深澤鬘（こう）」扁額及び同「深澤学校」扁額、世田谷区登録有形文化財への登録である。

○会長 諮問内容について事務局から説明願いたい。

○事務局 ①について説明する。

○事務局 資料1枚目が諮問文書、2枚目が土器26点の一覧表、3～4枚目が

土器26点の写真、5枚目が文様解説の写真、6枚目が円乗院遺跡の概説、7枚目が発掘調査位置図である。

資料1枚目、諮問文書を読み上げる。

1、名称及び員数。円乗院遺跡出土弥生土器一括。

2、種別。考古資料。

3、所在地。郷土資料館に寄託。

5、出土の場所。代田二丁目2・3・10・11番の弥生時代の住居跡及び環濠。

6、概要、(1)時代。弥生時代後期、年代は揺れているが、1800年前～1900年前前後と考えている。

(2)数量。一括の中の26点を予定している。

(3)種類。弥生土器。

(4)内容。この土器群は、区内代田二丁目周辺で昭和元年～2年(1925～26)ごろに行われた耕地整理の際に齋田平太郎氏が竪穴住居5軒と環濠の断面から発掘・採集した。

壺形土器や高坏形土器の口縁部や肩部に、端部を結束したS字状結節文を伴う細縄文や円形朱文が施され、壺口縁部には棒状浮文が張りつけられる文様構成を特徴とするこの土器群は、関東地方における弥生時代後期(約1800年前)における土器の一形式として、昭和37年に菊池義次氏によって「円乗院式土器」と命名されて学会に提唱された。

その後の調査で、この円乗院式土器は区内の弥生時代諸集落からも多く出土しており、東京湾西岸地域に一定の広がりを持つ文様構成として認識されている。

発見当時は、区内ではほぼ唯一まとまった弥生時代遺物として注目され、昭和53年3月に世田谷区立郷土資料館に寄託されている。

この一括土器は、弥生土器として区内ではほぼ最初の一括出土した例であり、また唯一「円乘院式」として学会に提唱が行われ、そのことによって区内における弥生時代研究の出発点となった重要な資料である。

7、参考文献。発掘者の齋田平太郎氏が雑誌『郷土せたかい』に載せたもの、菊池義次氏が『新修世田谷区史』の中で円乘院式として提唱したもの、それを再録した世田谷区史編さん室の『世田谷区史料第八集 考古編』を挙げている。

資料5枚目、文様解説の上段に、壺口縁部の棒状浮文と称する文様、細縄文、S字結節文、円形朱文と称する赤い文様を示す。これらが円乘院式土器の特徴とされる。

資料7枚目を参照されたい。この発掘以降、円乘院式土器の出土はなく、むしろ古墳時代のものが非常によく出ている。齋田氏発見の住居、環濠はグリーン丸印と四角の地点である。四角の地点も発掘当時、住居跡と認識されていたようである。この遺跡は弥生時代には珍しい二重環濠で、環濠そのものが切り合う非常に特殊な形式であり、古いほうの環濠集落Bに伴うものが本件の円乘院式土器と推定している。

○会長 本件について質疑等はあるか。

円乘院式土器の学会での評価はどのようなものか。

○委員 円乘院式は、本来この文様の特徴で呼ばれている。S字状結節文は、縄を転がす際にその先端を縛ると、文様が横に寝たS字状になる。もう1つの特徴は赤い円形の文様である。これが昭和初めに見つかり、菊池義次氏が昭和37年に円乘院式と命名し、南関東の1つの土器形式として提唱した。

その後、S字状結節文などの文様がほかからも出土すると同時に、円乗院式の関東での出土分布は南武蔵、相模から西である。一方、S字状でやや異なる結節のものが千葉等、東や北からも出ている。

現在は、恐らくこれは弥生時代後期——久が原、弥生町、前野町と分かれるうち弥生町式と言われている。もっと後の前野町式、弥生時代終わりごろとする説もある。形式名をどこに置くかは非常に難しく、時代差か、南関東の東西の地域差かについては議論がある。

弥生時代の研究では文様が非常に大事である。文様の構成要素を分析するために、土器では細かい文様がはっきりしている。現在では、この文様は西の駿河、静岡方面から入ってきたものとする説がある。この土器をめぐっていまだに議論があり、南関東の弥生後期、終わりごろの土器をどう見るか、議論の重要な要素となる土器である。

○会長 学史に残る資料として郷土資料館に寄託されて残っている。早乙女委員とともに拝見したが、今回の指定に当たり再整理、復元し、図面も描かれ、一般に供覧できる状態だと思う。資料全体からの取捨選択の基準はどのようにしたか。

○事務局 一括で寄託された資料は52点ある。ある程度形がはっきりわかるものだけを選び、26点を提示した。

○会長 考古資料には破片もあるが、形がよくわかるものを対象にしたと思う。

○委員 写真によると、底部を復元したり石膏を入れているが、石膏を入れた状態で提示しているのか。

○事務局 そうである。

○会長 とりあえず次へ移る。

○事務局 ②について説明する。

○事務局 後ほど、資料の差し替え部分2カ所について述べる。

諮問文書を読み上げる。

- 1、名称及び員数。井伊直弼銅像1体。
- 2、種別。歴史資料。
- 3、所在地。豪徳寺二丁目24番7号。
- 4、所有者。宗教法人豪徳寺代表役員 粕川鐵禪。
- 5、概要、(1)年代。明治41年(1908)ごろ。
- (2)製作者。彫刻・藤田文蔵、鑄造・岡崎雪聲(せっせい)。
- (3)材質。銅製、木製台座。
- (4)寸法(mm)。総高1160、台座 奥行500×幅500。
- (5)内容。本像は、明治42年(1909)6月、横浜市戸部山(現・掃部山公園)に建設された井伊直弼銅像の祖型である。製作者は、私立女子美術学校(現・女子美術大学)初代校長の藤田文蔵で、鑄造を岡崎雪聲が担当した。本像は原型の石膏型より直接鑄出されたものであると考えられる。

明治14年(1881)ごろから、旧彦根藩士の間には、かつての主君直弼を顕彰しようという機運が高まり、東京または横浜に記念碑の建立と、その建設用地取得が検討された。しかし、東京府内では建碑の許可がおりず、明治42年の横浜開港50年にあわせて、横浜港を見下ろす戸部山に銅像を建てる計画が進められた。藤田文蔵が銅像の製作を依頼されたのは明治40年のことである。藤田は、豪徳寺所蔵の肖像画と旧家臣からの聞き取りなどを参考にこの像をつくった。着衣は正四位上左近衛権中将の正装である衣冠束帯で、当時の着衣作法を忠実に再現するなど、非常に苦心したと、後に藤田自身が語っている。藤田は、大正13年(1924)に、世田谷基督教会を、翌大正14

年に世田谷幼稚園を設立しており、世田谷地域とのゆかりも深い。

戸部山に完成した銅像は、明治42年7月の開港記念祝賀式において除幕される予定であったが、時の神奈川県知事・周布公平(旧長州藩士)の反対に遭い、10日おくれで除幕式が挙行された。下って昭和18年(1943)、太平洋戦争中に発布された金属類回収令により、銅像は台座を残して軍に供出された。その後、昭和29年の横浜開港100年に際し、銅像の再建が計画され、同年5月20日、竣工した。このとき鑄造を担当したのは横浜市在住の彫刻家・慶寺丹長である。丹長は、再建する銅像の製作に際し、豪徳寺に残る本像を手本とした。

本像は、昭和62年に実施した豪徳寺総合調査において確認できなかった資料である。本像が同寺に納入された時期や経緯については不明であるが、井伊家からは直弼三男・直安筆の肖像画(油絵)も寄贈されているので、本像も同家からその菩提所豪徳寺に納められたものと考えられる。

本像は、明治後期に製作された、世田谷ゆかりの著名人の像として貴重な歴史的資料であり、また、製作には当時の第一人者が携わっており、近代彫刻として、その美術的価値も高い。

6、参考文献は省略する。

銅像の写真を添付している。

資料差しかえ部分の1つは、衣冠束帯の正装と述べたが、官位を正しく訂正した。また、昭和62年に実施された豪徳寺総合調査の記述の誤りを訂正した。

調査を進める中で出てきた、検討していただきたい点を述べる。

近代彫刻としての美術的価値も高いと述べた。銅像は今、横浜市に

あるが、その原型と表現することがよいか、祖型、ひな形などの表現が適切か、検討いただきたい。

また、明治42年に横浜に完成した銅像と豪徳寺にある像は別のものであるので、製作年代を明治42年以前の明治41年ごろとすべきかどうか、検討いただきたい。

○会長 本件について質疑等はあるか。

○委員 文章が理解しにくい。「本像は原型の石膏型より直接鋳出された」とあるが、この文章では、原型を石膏で、井伊直弼の像をつくることにならないか。

○事務局 最初に木像もしくは粘土で原型をつくる。

○委員 そして石膏で型をとり、中の粘土を外して銅を流し込むとの文意か。

○事務局 そうである。

○委員 「原型の石膏型」の「原型」とは粘土の型でなく鋳型を指すのか。

○事務局 この文章では「石膏型」とも読めてしまうかもしれない。

○委員 ここで言う「原型」が粘土の型か、外の石膏型か不明である。

○委員 本来の原型は、藤田文蔵がつくったものである。岡崎雪聲が鋳造するための原型をつくっていくわけで、その辺が不明確である。製作者と鋳造の担当者は明記しているのだから、極端に言えば、この文章は要らない。

○委員 ただ、直接鋳出した初代の銅像であり、その意味では重要である。

○委員 それは言いたい。

○委員 まねたのではなく、初代という意味では重要である。

○事務局 そのように思われる、との意味である。

○委員 実は、伝来が不明である点は部会でも非常にひっかかった。どうい

うものとして、いつできて、それがどういう経緯で豪徳寺に入ったかが全部わからない。文化財の確定で最も重要なものは伝来である。経緯については豪徳寺側の文書記録等で証明する以外にないが、現時点では見つかっていないため、ちょっと厳しい。

○会長 祖型であるということも不確かなのか。

○委員 複製品を井伊家が所蔵していたので、場合によると原型は藤田文蔵氏が持っている可能性もある。それからは幾つもの像がつかれる。その1つを井伊家が所蔵している可能性があり、それを入れた可能性も排除できない。

ただし、これと同じものはほかには現存していないわけで、そういう意味では現存する唯一のひな形とか祖型とかいう言い方をしたほうがよいかもしれない。むしろそこに価値がある。部会ではそれも述べた。

○会長 素朴な感想であるが、井伊直弼の豪徳寺の像に対する説明の中で、掃部山公園の話が長過ぎて、主客転倒していないか。掃部山にある銅像が供出され、その後再建されたことが長々と書かれていて、本件に対する評価の部分が少な過ぎる。

○委員 ただし、これは横浜の像をつくるためのひな形であるからではないか。

○委員 明治42年につくる際に、これをひな形としたという記録はあるのか。

○委員 それがない。

○委員 それはない。

○委員 明治40年のときにひな形であったかどうかはわからないが、現存する像のひな形であることは間違いはない。つまり、これしか手本にする

ものがなかったから、それを手本にしてつくっているわけである。そこから類推して、明治40年の像もそうであろうと。明治40年の像の写真は残っているから、現存するものと比較でき、ほぼ同じものであることは確認できるから、まずそう考えて間違いないだろう。

これは横浜市の歴史ではかなり大きな問題である。まず第1に、あの場所にあの像を建てられると非常に困る人たちが知事を初めとして多数いた。周布公平は禁門の変で詰め腹を切らされた周布政之助の息子であるから、井伊直弼は讐敵に当たる。

しかも、西郷隆盛でさえ、上野の銅像は浴衣姿でしか建てられなかったのに、解官された、朝敵の井伊直弼が、朝廷によってのみ許され得る衣冠束帯を着て立ってられるかということは大変なことである。戦前にこういうものを建てることは、大正デモクラシーへつながっていく動きと一連であり、この点も既に述べた。

○委員　　そういう意味では歴史的な価値も非常に高いということである。

○委員　　そういう意味では、歴史的な価値はある。

あと、直安筆の油絵について、直弼の肖像画であることを入れてほしい。こちらは大変有名な絵で、いろいろな資料集、教科書に載る直弼像は全てこれがもとである。

研究のほうで、この藤田文蔵の製作経緯が出ているが、この直安が描いた肖像画をもとにして彫刻をつくっているということはわかっている。

○委員　　第2段落の「豪徳寺所蔵の肖像画」が、今奥田委員の指摘された肖像画であるのか。

○委員　　そうである。

○委員　　どの肖像画かわからない。三男が描いた肖像画と同じものでよい

か。

○事務局　私が参照した本では明記されておらず、実はあえて書かなかった。

○委員　これも、いつの段階で豪徳寺に入ったかわからないのだろう。

○事務局　油絵は、明治44年には納められていることはわかったが、それ以前からも、お抱え絵師の狩野永海と思われるが、歴代藩主の肖像画を描いた作品もあるようである。ただ、それが豪徳寺所蔵のどの絵画とまでは確認できなかった。

私が参考にした本は当時の新聞記事を前後がつながるように取りまとめたもので、一次資料に当たることで解決する可能性もあるので、一次資料にも当たりたい。

○委員　そして、その一次資料はあるのか。

○事務局　明治時代の新聞記事のデータベースなどで調べたい。

○委員　いや、新聞記事のものはあるのか。

○事務局　それはわからないから、すなわち二次資料であった。

○委員　第2段落の「豪徳寺所蔵の肖像画と旧家臣からの聞き取り」でつくったとされる「この像」とは、豪徳寺にある像のことでよいか。

○事務局　そうである。

○委員　第2段落では「横浜港を見下ろす戸部山に銅像を建てる計画が進められた」という記述を受け、その後に来ると、「この像」が戸部山の像ともとれてしまう。豪徳寺の銅像をつくったことがわかるような表現にしたほうがよい。

ちなみに、横浜の最初の銅像の高さはどのくらいか。

○事務局　最初の像は3.6メートル、現存の像は4.5メートルである。

○委員　では、豪徳寺のものよりはるかに大きい。

- 事務局 そうである。
- 会長 本件については、内容等についてももう少し詰めていただきたい。
次に移る。
- 事務局 ③について、説明する。
- 事務局 諮問文書を読み上げる。
- 1、名称及び員数。山岡鐵舟書「深澤鬘」扁額1面及び同「深澤学校」扁額1面。
 - 2、種別。歴史資料。
 - 3、所在地。新町一丁目4番24号 区立深沢小学校。
 - 4、所有者。世田谷区。
 - 5、概要、「深澤鬘」扁額、(1)年代。明治初期。
(2)形質・材質。紙本墨書。
(3)寸法 縦×横×厚さ(mm)。本紙416×1360。
「深澤学校」扁額、
(1)年代。明治12年(1879)。
(2)形質・材質。木製。
(3)寸法 縦×横×厚さ(mm)。437×1473×40。
(4)内容。深沢小学校は、明治11年(1878)3月、公立荏原学校の分校として、深沢村83番地医王寺に設立された。翌明治12年4月には、分校から本校へと変更されて深沢学校と称し、村内1262番地(現・深沢四丁目郵便局)に校舎を新築した。7月15日に開校。しかし、同年9月に公布された教育令を受け、明治13年2月5日には深沢小学と改名され、さらに明治19年には深沢尋常小学校と改められた。

現在深沢小学校には2つの扁額が残されており、1つは紙本

墨書「深澤鬘」である。『ふかさわ～町と学校の歩み～』には「開校当時玄関に掲げられていた」という記載がある。もう1つは木製の篆刻額「深澤学校」である。この額は、ごく短い期間に使用された「深澤学校」という名前から判断して、明治12年の作成と推測される。経年変化による劣化で文字が不鮮明になっていたので、昭和51年の設立五十周年記念の折、復刻したものである。

これら2枚の扁額を揮毫した山岡鐵舟は、江戸・明治時代の剣術家で、能書家としても知られる。山岡は、地元の豪農秋山紋兵衛氏と親交があり、碁打ちに訪れた際、揮毫したと伝えられる。

深沢小学校に残る2枚の扁額は、明治初期、学校設立当時に製作されたと考えられるもので、区の教育史上貴重である。

6、参考文献は省略する。

次のページに扁額の全体図と落款の種類のもものが掲載してある。また、明治12年の「深澤学校」の額の裏面には、昭和51年に書かれた「復刻した」との記述があったので、その写真も掲載した。

検討いただきたい点を述べる。

名称について、紙本墨書の直筆の扁額と復刻されたと裏書きがある木額を同列に「及び」でつないでよいか。木額の復刻を複製と捉え、同列ではなく、直筆の扁額に附属するもの、^{つたり}「附」の位置づけにしたほうがよいか。取り扱いの問題が1点ある。

また、部会でも話があったが、秋山紋兵衛氏と山岡鐵舟に親交があり、碁打ちをした際に揮毫したと伝えられる点について、あ

くまでも学校に伝わる伝承であり、裏づけが全くとれないが、「伝えられる」と表現してよいか。

さらに、山岡鐵舟は能書家として知られていたもので、にせものが多いとよく言われる。部会でも話があったが、特に深澤という地名を書き入れたものであり、にせものは余り必要とされないだろうとの見方がある。また、落款を鐵舟の書の解説書と照合したところ、一応全て一致した。このことから本物と扱ってよいか、検討願いたい。

○会長 本件について質疑等はあるか。

○委員 篆刻額とあるが、篆刻は印章に使う言葉である。これは篆字でなく普通の行書ないし草書であるから、木製の扁額でよいのではないか。

○委員 第1段落の「尋常小学校と改められた」との記述に、教育令よりも大事な小学校令によることが抜けている。

また「明治12年の作成と推測される」とするのはやや危ない。「深沢学校と称し」ということ自体も学校史の伝承である。そして、その根拠は恐らく本件の額である。日本教育史資料などで根拠が確認できれば、明治12年以前と確定できる。

○会長 木額は復刻したものだから紙本墨書の^{つげ}附の位置づけにしたらどうか。

○委員 この復刻も、どういう意味かわからない。

○事務局 新規作成と見るべきか。

○会長 なぞっているのか。

○事務局 消えかかった筆跡をたどっている。

○会長 もとのものを彫り直したのか。

- 委員 新しくつくったとしても、古いものもとっておきそうなものである。復刻という意味が、古いものに手を加えたのかどうかである。
- 委員 木製の板に墨書した状態ではだんだん消えてくる。その周りを掘るときに、消えかかっているため、書を全て正確になぞれたかどうかである。「澤」の部分などを見ると微妙に異なるため、藤井調査員は心配しているものと思う。
- 事務局 内部でも、新規作成と考えられるとの意見もあった。そう考えると昭和51年の作成となり、文化財と考えて同列に並べてよいか、附属のような位置づけにしたほうがよいかで悩んでいた。
- 委員 手を加えているならば、^{つたり}附のほうが無難ではないか。新しくつくったにせよ、前のものに手を加えたにせよ、もとのものとは違うと言える。
- 委員 私もそうだと思う。年代を明治12年と書くことにはやや疑問がある。
- 事務局 それは手が加わっているからか。
- 委員 だから、ついたりか参考であると思う。
- 会長 「深澤鬘」は鐵舟書で間違いはないか。落款も間違いはないか。根拠はあるか。
- 事務局 当時、落款の照合までされたかどうかはわからないが、学校の記念誌などには必ず鐵舟書の扁額と紹介されている。
- 委員 そうではなく、我々がここで認定するのだから、現時点で照合しなければとまらない。今回は照合したということでよいか。
- 事務局 「深澤鬘」の額についている落款はほとんど読み取れない状態で、デジタル写真をかなり加工して、2枚目の資料に記載した。
- 委員 加工したにせよ、ここまで解像できたのだから、それと照合した

結果、間違いなく鐵舟の印譜と合っているということでよいか。

○事務局 そうである、照合してある。

○会長 後で鐵舟書ではなかったとなると問題になる。

また、傷みがある。

○事務局 申しわけない、先ほど述べなかったが、「深澤鬘」の中央部が破れ、紙がめくれているような状態である。これについて今年度、修理をしたい。11月中旬から始め、来年2月ごろに完了する予定である。

修理方針などはまだ確定していないが、補強と、ひどい汚れをきれいにすることなどを趣旨に、保存を目的として修理をする。

○委員 修理の際、字の部分に墨を塗って復元するということはしないか。

○事務局 しないつもりである。修理業者に勝手に修理されてしまっは困るので、修理方針を伝えなければならない。方針を立てるために、部会の際に学校から、2つの額を借り出し、先生方に見ていただく考えである。

○会長 皆さんで見ることも含め、さらに煮詰めていきたい。

時間がやや延びているので、5の報告に移りたい。

5 報告

○事務局 事務局から報告する。

8月31日から9月8日まで行われたせたがや文化創造塾には、全8講座に延べ576名の参加があった。講座によっては定員を超える申し込みがあり、抽選となったが、先生方の協力をいただき大変好評を得た。感謝する。

10月19日、20日に実施した野毛古墳まつりについては、19日は

大変寒く、20日はあいにくの天気のため中止とした。19日の来場者は約800人で、野毛大塚古墳の解説には時間前に随分並んでいただくなど好評であった。そのほか古代体験コーナーなどに多くの区民に参加いただいた。

次に、これまで区内の文化財の紹介について発信が弱いとの指摘があったことから、国や都のものも含め、ホームページを活用した紹介の準備を進めている。区内の文化財をわかりやすく紹介したいと考え、11月の開設に向け準備中である。開設後には、また、意見をいただきたい。

また配付資料のせたがや文化マップは、区長部局の文化・国際課と連携して作成した。区内の文化財などを広く区民に紹介するものとして活用していきたい。

最後に今後の予定事業に関し、幾つかパンフレット、リーフレット等を配付した。いずれも文化財保護強調週間の関連事業として実施を予定している。

報告は以上である。

○会長 本件について質疑等はあるか。

マップはどこに置いてあるのか。

○事務局 出張所、まちづくりセンターなど区各施設に2万部を用意した。

6 その他

○会長 6、その他に移る。

次回合同部会の日程調整について事務局から説明いただきたい。

○事務局 11月7日木曜日、11月14日木曜日のいずれかに開催したい。13

時から17時の間で、14時ごろ豪徳寺で井伊直弼銅像を確認した後、車で移動し、郷土資料館で山岡鐵舟書「深澤鬘」扁額及び同「深澤学校」扁額並びに円乗院遺跡出土弥生土器一括を見ていただき、指摘を受けて直した資料についても御意見をいただきたい。

〔日程調整〕

○委員 私は次回合同部会に出席できないが、藤井調査員と相談し、調整したい。

○会長 では、次回合同部会は11月7日木曜日午後1時からと決定する。

○委員 豪徳寺の赤門も議論になった。あわせて見るべきか検討してほしい。

○事務局 検討する。

7 閉会

○会長 他になければ、以上で第3回文化財保護審議会を終了する。